

令和7年（2025年）12月23日

新潟地方法務局長 島津直也様

新潟地方法務局柏崎支局長 河合雄一郎様

柏崎市議会議長 阿部基

インターネット上の悪質な人権侵害事象への適切な措置に関する要望書

日頃、本市の人権及び同和行政の推進に御指導と御協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

柏崎市議会では、市とともに人権侵害事象の早期発見を図るべく、インターネットの掲示板等への悪質な書き込みについて注視しておりますが、これまでに発覚した本市該当案件について、一部のサイトにおいては削除されず、現在も掲載されたままの状態となっております。

特定の地域を「同和地区である、又はそうであった」と指摘することは、差別の誘発、助長を招くおそれがあり、取り上げられた特定地区の居住者や出身者の人権を不当におとしめることにつながります。これらのインターネット上の悪質な書き込みは、平成30（2018）年12月に発出された「法務省人権擁護局調査救済課長依命通知」に記述されている「人権侵害のおそれが高い、違法性のあるもの」に該当することから、その濫用により他者の人権を侵害することは決して許されることではありません。

この度、出版社「示現舎」及びその経営者によるインターネット上での被差別部落リストの掲載などの差別扇動行為に対し、部落解放同盟や被差別部落出身者が「全国部落調査」復刻版の出版禁止やサイト上の地名リスト削除を求めた「全国部落調査」復刻版出版事件裁判において、令和6（2024）年12月4日付けで、最高裁は上告を退ける決定を出しました。これにより、

「全国部落調査」復刻版の出版禁止とサイト上の情報削除を命じるとともに、「差別されない権利」を正面から認めた令和5（2023）年6月の東京高裁の判決が確定しております。しかしながら、判決確定後も依然としてサイト上に地名リストが存在している状態となっております。

つきましては、深刻な人権侵害である本事案について、必要な措置等を講じられるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 プロバイダ及びサイト運営者等の関係者に対し、掲載された人権侵害情報を確実に削除するよう強く要請すること
- 2 行為の相手方が明確な場合は、本人に人権侵害情報の削除を行うよう説示又は勧告の措置を講ずること
- 3 同和地区に関する情報を公開する行為の違法性について、広く地域住民に対し周知・啓発を行うこと
- 4 示現舎側が判決確定によって示された行為の違法性を十分に認識し、速やかに当該リストの削除を行うよう説示又は勧告の措置を講ずること